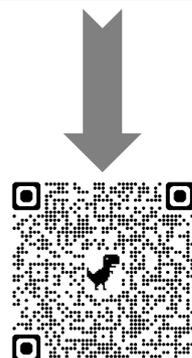


令和7年度地域スポーツ活動に関わる人材育成セミナー
(日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー養成コース)
開催要項

- 1 目的 地域におけるスポーツ活動のマネジメントや地域に根差したスポーツクラブの意義、クラブの創設・運営に必要な知識、能力などクラブマネジメントに関する基礎的な講習を行い、総合型地域スポーツクラブの育成に必要な人材の養成を図る。
- 2 主催 徳島県、公益財団法人徳島県スポーツ協会
- 3 期 日 令和7年10月18日(土)、19日(日)
※日程は別紙参照
- 4 会 場 むつみパーク蔵本 むつみスイミング 会議室
徳島市庄町1丁目76番地の2
- 5 定 員 20名 先着順
- 6 参加対象者(受講条件:令和7年4月1日時点で満18歳以上。原則、四国在住の方)
 - (1) 総合型地域スポーツクラブの運営・設立に携わっているクラブ関係者
 - (2) 今後、クラブ運営に携わる意思のある方
 - (3) 市町村体育・スポーツ協会、スポーツ推進委員等、地域でスポーツに携わっている方
 - (4) 市町村スポーツ主管課職員
 - (5) 公益財団法人日本スポーツ協会(以下、JSPOという。)公認アシスタントマネジャー資格取得希望者
 - (6) 既に資格は取得しているが、改めて学び直したい方
- 7 申込方法
 - (1) 資格取得を希望される方
 - ① 所定の申込用紙にて事務局までメールまたはFAX、郵送にてお申込みください。
 - ② 併せて、必ずJSPO指導者マイページからもお申込みください。
 - ・ 指導者マイページの開設及び共通科目I講習会、公認アシスタントマネジャー資格専門科目講習会受講の申込までの手順は、次のURLを御参照ください。
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2025/am_senmonkamoku_jyukou_manual%20.pdf
 - ③ 共通科目Iの受講・修了について
資格取得を希望される方は、共通科目Iの受講と試験修了が必要です。
 - ・ 免除希望者について
JSPO公認スポーツ指導者資格を有する者(スポーツドクター、デンティスト、スタートコーチを除く)、免除適応コース修了証明書を有する者は共通科目Iの講習・試験がすべて免除となります。



(2) 既に資格を取得されている方

①所定の申込用紙にて事務局までメールまたはFAX、郵送にてお申込みください。

・専門科目テキスト 2,420 円の購入を推奨します。

<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid677.html#book02>



- 8 受講料 無料（ただし、資格取得希望者は次の費用が必要となります。）
- ・共通科目 I：必要費用 18,040 円（税込）
【内訳】受講料 15,400 円＋リファレンスブック代 2,640 円（電子版）
 - ・専門科目：必要費用 1,650 円（税込）
【内訳】受講管理料 1,100 円＋検定試験受験料 550 円
- 合計：19,690 円

＜別途、専門科目テキスト(2,420 円)を必ずご購入ください。＞

※一度、納入いただいた受講料は、いかなる理由があっても返金はいりません。

- 9 申込締切 9月17日（水）

※アシスタントマネージャー資格取得希望者は、JSPO 指導者マイページで、申込手続きを完了してください。

- 10 カリキュラム 共通科目 I および専門科目により構成

＜共通科目 I＞（45 時間）

科目名	時間数
第 1 章 コーチングを理解しよう	45h
第 2 章 グッドコーチに求められる医・科学的知識	
第 3 章 現場・環境に応じたコーチング	

＜専門科目＞：（35 時間）

科目名	時間数		
	集合	自宅学習	計
地域スポーツクラブとは	3h	4.5h	7.5h
地域スポーツクラブの現状			
クラブマネージャーの役割	3h	4.5h	7.5h
クラブのつくり方	8h	12h	20h
クラブの運営			
計	14h	21h	35h

- 11 検定試験 講習に基づく検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施します。

12 登録・認定

- (1) 公認アシスタントマネージャーとして認定されるには、所定の登録手続き（登録内容の確認及び登録料の納入）が必要となります。登録手続きが完了した方は、公認アシスタントマネージャーとして認定されます。認定者には、JSPO から「認定証」、「登録証」が発行されます。
- (2) 登録による公認資格の有効期限は 4 年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の 6 ヶ月前までに、JSPO の定める研修を受ける必要があります。

13 注意事項

- (1) 本講習会受講に際し取得した個人情報、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外には使用しません。
- (2) 受講者としてふさわしくない行為（JSPO 関連規程等において違反行為と規定された行為）があったと認められたときは、JSPO 指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。なお、処分内容については、JSPO 公認スポーツ指導者の処分に関連する諸規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討します。

また、JSPO または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しません。
- (3) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO 又は実施団体等が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、JSPO 又は実施団体等ではその責任は負いません。

14 その他

- (1) 同一年度に、他の JSPO 公認スポーツ指導者資格の受講申し込みはできません。
- (2) JSPO 公認スポーツ指導者資格を有する者（スポーツドクター、デンティスト、スタートコーチを除く）、免除適応コース修了証明書を有する者は共通科目 I の講習・試験がすべて免除となります。